

山梨県公報

号外第二十八号

令和五年

五月二十九日

月 曜 日

目次

条 例

○山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十三号)(警察本部交通企画課)

- 1 道路交通法等の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る講習手数料を定めることとした。
- 2 この条例は、令和五年七月一日から施行することとした。

条 例

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二十四号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。
別表第六の三十の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年七月一日)から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番